

公益財団法人北海道体育協会加盟団体規程

第1条 この規程は、公益財団法人北海道体育協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第8号規定する加盟団体に関することを定める。

第2条 加盟団体は、本道におけるスポーツを各競技別に総括代表する唯一の団体（加盟競技団体）、市町村スポーツを総括代表する唯一の団体（加盟地方団体）及び本道における学校体育を総括代表する唯一の団体（加盟学校体育団体）でなければならない。

第3条 加盟団体は、毎事業年度開始後3ヶ月以内に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。また、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、当該年度の事業報告書及び収支決算書を提出しなければならない。

第4条 加盟団体は、毎事業年度、理事会で定めた負担金等を納めなければならない。

2 前項の負担金は、全額を法人会計にて計上する。

第5条 加盟団体は、会則その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

第6条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より下記の書類を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約又は規程
- (3) 組織一覧表
- (4) 前年度事業概況及び収支決算書
- (5) 当該年度事業計画書及び収支予算書
- (6) 役員名簿

第7条 加盟承認を得た団体は、直ちに本会の理事会で定めた負担金を納めなければならない。

第8条 加盟団体が退会しようとする場合は、理事会の承認を受けなければならない。

第9条 一旦納めた負担金等は、いかなる理由でも返戻しない。

第10条 加盟地方団体は、各振興局の地域区分を単位として、地方体育協会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置することができる。ただし、札幌市については、加盟地方団体を連絡協議会とみなす。

第10条 連絡協議会はスポーツの普及振興にあたり各振興局管内地方加盟団体との連絡調整を図るとともに、必要に応じ、競技会、講習会その他の事業を実施することができる。

第12条 連絡協議会は、その事務所及び役員の氏名を年度始めに、変更のあったときはその都度届出なければならない。

第13条 加盟団体が次の各号の一に該当する場合は、理事会の決議及び評議員会の同意を得て、本会から除名することができる。

- (1) 2年以上負担金を納めないとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、もしくは、本会の目的に反する行為があり、または、本会に不利益を与えたとき
- (3) 加盟団体の資格を失ったとき

第14条 この規程の変更は、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、昭和42年8月26日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年6月14日から施行する。

附 則（平成12年12月22日一部改正）

この規程は、平成12年12月22日から施行する。

附 則（平成18年3月7日一部改正）

この規程は、平成18年3月7日から施行する。

附 則（平成20年3月28日一部改正）

この規程は、平成20年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。

附 則（平成24年3月22日改正）

この規程は、公益財団法人北海道体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則（平成27年1月8日一部改正）

この規程は、平成27年1月8日から施行する。

附 則（平成29年3月16日一部改正）

この規程は、平成29年3月16日から施行する。